

(1) よこすか障害者計画等の策定の概要について

1 はじめに

令和2年度末をもって「横須賀障害者福祉計画」及び「第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）」の計画期間が満了となる。

令和2年2月に開催された横須賀市社会福祉審議会（以下、社福審）において、市長から「よこすか障害者計画（第6期横須賀市障害福祉計画等を含む）」の策定に関する諮問が行われ、具体的な計画内容の検討作業については、障害福祉専門分科会（以下、分科会）に付託された。

そこで、社福審からの付託に基づいて、分科会では、「**計画検討部会**」を設置し、「**よこすか障害者計画（第6期横須賀市障害福祉計画等を含む）**」の具体的な内容について検討作業を行うこととした。

2 法令上、策定が義務付けられた計画について

①市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

⇒主に障害者施策の基本理念と施策の方向性を定める

②市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

⇒主に数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める

③市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

⇒主に数値目標と障害児福祉サービスなどの見込み量を定める

3 現計画の概要

本市は、①市町村障害者計画と②市町村障害福祉計画（計画満了）を1つとした「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」及び②市町村障害福祉計画と③市町村障害児福祉計画を一体とした「第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画）」を策定・公表している。

<現計画の体系>

・「横須賀障害者福祉計画（第4期横須賀市障害福祉計画を含む）」

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 障害者を取りまく現状

第3章 障害者施策の課題および施策の方向

第4章 障害者施策の体系と事業

**① 横須賀障害者福祉計画
平成27年度～令和2年度(6年)**

第5章 数値目標

第6章 障害福祉サービス等の見込量

第7章 計画の推進体制等

**②第4期横須賀市障害福祉計画
平成27年度～29年度(3年) 終了**

・「第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）」

第1章 計画策定の基本的な考え方

第2章 障害者を取り巻く現状

第3章 数値目標

第4章 障害福祉サービス等の見込み量

第5章 計画の推進体制等

**②第5期横須賀市障害福祉計画
平成30年度～令和2年度(3年)**

**③第1期横須賀市障害児福祉計画
平成30年度～令和2年度(3年)**

4 検討部会で検討する計画内容について

(1) 概 要

- ・ 基本理念と施策の方向性
- ・ 国の基本指針に基づいて、「数値目標」及び「障害福祉サービス等の見込量」を定める

(2) 名 称：よこすか障害者計画

(第6期横須賀市障害福祉計画及び第2期横須賀市障害児福祉計画を含む)

※障害者基本法にあわせた名称とする。

これまで：障害者福祉計画 ⇒ 今回：障害者計画

(3) 計画期間：障害者計画：令和3年度～令和8年度（6カ年）

障害福祉計画：令和3年度～令和5年度（3カ年）

(4) 検討項目：

ア 基本理念：本市の施策の方向性など

イ 数値目標：施設入所者の地域生活への移行者数など

ウ 障害福祉サービス等の見込量：

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量など

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
今回 策定	よこすか障害者計画（第6期横須賀市障害福祉計画等を含む）					
	①市町村障害者計画（基本理念と施策の方向性）					
	②市町村障害福祉計画 数値目標とサービス見込量			＜令和5年度策定予定＞ 市町村障害福祉計画 （数値目標とサービス見込量）		
	③市町村障害児福祉計画 数値目標とサービス見込量					